

職員の給与（研究職給料表の見直し） に関する報告及び勧告

平成23年2月

鳥取県人事委員会



平成23年2月2日

鳥取県議会議長 小谷 茂 様
鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県人事委員会委員長 曾我 紀 厚

職員の給与に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

については、この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

別紙第 1

職員の給与（研究職給料表の見直し）に関する報告

本委員会は、研究職給料表について、平成20年以降職員の給与に関する報告の中で言及してきたとおり、任命権者における検討結果も踏まえながら、当該給料表の在り方の検討を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 本県の状況と現行の給料表の課題

(1) 現状

本県の研究職給料表は、試験研究又は調査研究業務に従事する職員である知事部局の農林総合研究所、水産試験場若しくは衛生環境研究所若しくは警察本部の科学捜査研究所の研究員等又は教育委員会の図書館若しくは博物館の学芸員等に適用されており、その適用人員の数は、平成22年4月現在で知事部局118人、教育委員会17人及び警察本部13人の計148人となっている。

(2) 課題

本県の研究職においては、異なる複数の職位を同じ職務の級の中に格付け（3級に係長級及び所長補佐級に相当する職を共に格付け）し、いわゆる「わたり」の廃止後の職位と職務の級の位置付けの明確化等の観点から、整理が必要であるところである。

加えて、国の研究職俸給表を基本とした本県の研究職給料表は、その業務の専門性等を勘案して行政職給料表などに比べて高い給与水準を設定しているところであるが、知事部局の場合、現場のニーズに対応した応用・実用化の研究や直面する課題解決に向けての試験研究等を行うため、現在、採用時から専ら試験研究等に従事させる研究職としての募集・採用を行っておらず、職員の経験、適性等を見極めながら、技師等の職の中から試験研究機関の研究職給料表が適用される職に配置している状況である。これにより、同じ職種で採用された職員間で配置される所属により給与水準に大きな差が生じたり、行政職給料表などが適用される職との間の人事異動が行われるその都度、当該人事異動をした職員への給与支給額に大きな増減が生じるという課題があるところである。

2 任命権者の検討の状況

研究職給料表の見直しについては、本県の試験研究機関における職務及び人事管理の実態を踏まえた検討を行う必要があるため、当該給料表の適用者が最も多く在職する知事部局を中心とした任命権者において、試験研究機関における組織体制の在り方、職務に見合った職位や職の整備、職種全体の処遇等について、当

該給料表の適用の是非も含めて、主体的に検討を行ってきたところである。
その検討結果については、次のとおりである。

(1) 組織及び職位

組織及び職位については、試験研究等における業務管理や人材育成の充実を図る観点から、より組織力が発揮できるようにするため、従来のフラットな組織体制の一部を見直し、組織体制上の職として新たな職を設置する。

また、組織体制上の職とは別に、優れた研究成果をあげた職員については、その研究能力や実績に応じた新たな職を設置する。

なお、これらの組織及び職の見直しに当たっては研究職給料表についても、職位と職務の級の位置付けを明確にするため、行政職給料表の職務の級との均衡を勘案し、原則として一職位一級として整理する。

(2) 研究職に係る処遇

研究職の人事管理について、知事部局の場合、現場のニーズに対応した応用・実用化の研究や直面する課題解決に向けての試験研究等を行うため、引き続き採用時から専ら試験研究等に従事させる研究職としての募集・採用は行わず、採用後も技師等の職と一体的な人事管理を行うことを基本とする。

また、専門的・科学的な知識と創意等をもって試験研究等に従事していることから、引き続き研究職給料表を適用することとするが、給与水準については、試験研究機関における職務及び人事管理の実態を踏まえ、原則として行政職給料表が適用される職との均衡を勘案して決定することとする。

ただし、警察本部の科学捜査研究所の研究者や教育委員会の図書館又は博物館の学芸員については、特定分野についての専門性に対応するため、専従的かつ継続的に当該分野について試験研究等に従事する研究職として募集・採用されていることなどを勘案して、その専門性や職務にふさわしい適切な処遇となるようにする。

3 研究職給料表の見直しに当たっての本委員会の考え

本委員会としては、本県の試験研究機関における職務及び人事管理の実態を踏まえ、上記のような任命権者の検討内容は妥当なものであると考える。

よって、研究職給料表については、こうした任命権者での検討内容を踏まえ、次のとおり見直すことが適当である。

(1) 研究職給料表の見直し

試験研究等に従事する職員については、引き続き国の研究職俸給表を基本とした研究職給料表を適用することとし、研究職給料表の級別標準職務表については研究職における職位と職務の級の位置付けを明確にするため行政職給料表の職務の級との均衡を勘案して一職位一級を基本として整理することとし、及

び当該給料表を適用する職員の給与水準については原則として行政職給料表との均衡を考慮したものとすることが適当である。

ただし、研究職給料表を適用している警察本部又は教育委員会の職員の見直し後の処遇については、これらの職が特定分野についての専門性に対応するため、専従的かつ継続的に当該分野について試験研究又は調査研究業務に従事する研究職として募集・採用を行っており、職務及び人事管理の実態が知事部局と異なっていることを勘案し、職務に見合ったものとなるように配慮する必要がある。

(2) 実施時期等

この改定は、平成23年4月1日から実施することとする。なお、改定の実施に際しては、この度の見直しが本県研究職の職務の実態等を踏まえて給与水準や職位等を整理するものであることを勘案し、円滑な制度移行と激変緩和を図るため、所要の経過措置を講じることが適当である。

別紙第2

勸 告

職員の給与について、次の措置を講じることを勧告する。

1 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の改正

- (1) 研究職給料表は、別記第1のとおり改定すること。
- (2) 研究職給料表の級別標準職務表は、報告で述べた趣旨を踏まえて改定すること。
- (3) 改定後の新しい研究職給料表への切替えは、別記第2の切替要領に基づき行うこと。

2 改定の実施時期等

この改定は、平成23年4月1日から実施することとし、円滑な制度移行と激減緩和を図るための所要の経過措置を講じること。

別記第 1

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
	22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
	23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
	24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
	25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
	26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
	27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
	28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
	29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
	30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
	31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
	32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100

	33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
	34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
	35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
	36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
	37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
	38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
	39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600
	40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
	41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
	42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
	43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
	44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
	45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	215,000	288,800	370,500	419,200	512,300
	47	217,000	290,100	372,900	420,800	513,900
	48	219,000	291,400	375,500	422,400	515,500
	49	220,800	292,800	377,900	423,800	517,200
	50	222,900	295,400	379,000	425,300	518,700
	51	225,000	297,900	380,100	426,800	520,200
	52	227,100	300,500	381,200	428,300	521,700
	53	229,000	302,900	382,100	429,800	523,000
	54	231,100	305,300	383,900	431,200	524,200
	55	233,200	307,600	385,500	432,600	525,400
	56	235,300	309,800	387,300	434,000	526,600
	57	237,300	312,100	388,200	435,200	527,800
	58	238,900	314,300	388,900	436,600	528,800
	59	240,500	316,600	389,700	438,000	529,800
	60	242,100	318,800	390,500	439,400	530,800
再任 用職員 以外 の職員	61	243,600	321,000	391,300	440,600	531,900
	62	245,100	323,200	392,100	441,600	532,800
	63	246,600	325,400	392,800	442,600	533,700
	64	248,100	327,400	393,500	443,600	534,600
	65	249,700	329,500	394,200	444,500	535,600
	66	251,200	331,900	395,000	445,400	
	67	252,700	334,000	395,700	446,300	
	68	254,200	334,600	396,400	447,200	
	69	255,700	335,000	397,100	447,900	
	70	257,200	335,600	397,900	448,800	

71	258,700	336,200	398,600	449,700
72	260,200	336,800	399,300	450,600
73	261,600	337,200	400,000	451,300
74	263,000	337,700	400,700	452,200
75	264,400	338,200	401,400	453,100
76	265,800	338,700	402,100	454,000
77	267,000	339,300	402,800	454,700
78	268,300	339,800	403,400	455,600
79	269,600	340,300	404,100	456,500
80	270,900	340,800	404,800	457,400
81	272,300	341,400	405,500	458,100
82	273,600	341,900	406,100	
83	274,900	342,400	406,800	
84	276,200	342,900	407,500	
85	277,400	343,500	408,200	
86	278,700	344,000	408,800	
87	280,000	344,500	409,500	
88	281,300	345,000	410,200	
89	282,400	345,600	410,900	
90	283,600	346,100	411,500	
91	284,800	346,600	412,200	
92	286,000	347,100	412,900	
93	287,100	347,700	413,600	
94	288,100	348,200	414,200	
95	289,100	348,700	414,600	
96	290,100	349,200	414,900	
97	290,900	349,800	415,300	
98	291,800	350,300	415,600	
99	292,700	350,800	416,000	
100	293,600	351,300	416,300	
101	294,500	351,900	416,600	
102	295,200	352,200		
103	295,900	352,400		
104	296,600	352,700		
105	297,400	352,900		
106	297,900	353,200		
107	298,400	353,400		
108	298,900	353,700		

109	299,400	354,000		
110	299,800	354,300		
111	300,200	354,500		
112	300,600	354,800		
113	301,000	355,000		
114	301,400	355,300		
115	301,800	355,500		
116	302,200	355,800		
117	302,600	356,100		
118	303,000	356,400		
119	303,400	356,600		
120	303,800	356,900		
121	304,100	357,100		
122	304,300			
123	304,500			
124	304,700			
125	304,900			
126	305,100			
127	305,300			
128	305,500			
129	305,600			
130	305,800			
131	306,000			
132	306,200			
133	306,400			
134	306,600			
135	306,800			
136	307,000			
137	307,100			
138	307,300			
139	307,500			
140	307,700			
141	307,900			
142	308,100			
143	308,300			
144	308,500			
145	308,600			

	146	308,800				
	147	309,000				
	148	309,200				
	149	309,400				
	150	309,600				
	151	309,800				
	152	310,000				
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。
 - (1) 職務の級が2級又は3級である者 1,000分の965
 - (2) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の936

別記第2

- 1 改定後の研究職給料表（以下「新給料表」という。）の適用の日（以下「切替日」という。）の前日において改定前の研究職給料表の適用を受ける職員のうち、切替日において新給料表の適用を受けることとなる職員で、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表第1の旧級の欄に掲げるものであり、かつ、切替日におけるその職務が同表の切替日における職務の欄に掲げる職務であるものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、同表の新級の欄に定める職務の級とする。
- 2 1の規定に基づき新級を決定される職員のうち旧級が2級又は3級であった職員（4に規定する職員を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別表第2に定める号給とする。
- 3 1の規定に基づき新級を決定される職員のうち旧級が1級、4級又は5級であった職員（4に規定する職員を除く。）の新号給は、旧号給とする。
- 4 1の規定に基づき新級を決定される職員のうち、切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定める職員の切替日における号給は、人事委員会の定めるところにより、他の職員との権衡上必要な調整を行うことができる。

別表第1

切替日における職務	旧級	新級
行政職給料表の適用を受ける職員の仕事のうち主事又は技師の職務に相当する職務	1級又は2級	1級
行政職給料表の適用を受ける職員の仕事のうち係長の職務に相当する職務	2級又は3級	2級
行政職給料表の適用を受ける職員の仕事のうち本庁の課長補佐の職務に相当する職務	3級	3級
行政職給料表の適用を受ける職員の仕事のうち本庁の課長の職務に相当する職務	4級	4級
行政職給料表の適用を受ける職員の仕事のうち本庁の次長の職務に相当する職務	5級	5級

別表第2

旧号給	職員の区分			
	旧級が2級であった職員であって、新級が1級となるもの	旧級が2級であった職員であって、新級が2級となるもの	旧級が3級であった職員であって、新級が2級となるもの	旧級が3級であった職員であって、新級が3級となるもの
20	44	22		
21	45	23		
22	46	24		
23	47	25		
24	48	26		
25	49	27		
26	50	27		
27	51	28		
28	52	28		
29	53	29		
30	54	29		
31	55	30		
32	56	30		
33	57	31		
34	58	32	68	37
35	59	33	70	38
36	60	34	73	39
37	61	35	74	40
38	62	35	75	41
39	63	36	76	42
40	64	36	77	43
41	65	37	78	44
42	66	37	79	45
43	67	38	80	46
44	68	38	81	47
45	69	39	82	48
46	70	39	83	49
47	71	40	84	50
48	72	40	85	51
49	73	41	86	52
50	74	41	87	53
51	75	42	88	54
52	76	42	89	55
53	77	43	90	56
54	78	43	91	57
55	79	44	92	58
56	80	44	93	59
57	81	45	94	60
58	82	45	95	61
59	83	48	96	62
60	84	49	97	63
61	85	50	98	64
62	86	51	99	65
63	87	52	100	66
64	88	53	101	67
65	89	54	102	68
66	90	55	103	69
67	91	56	104	70
68	92	57	105	71
69	93	58	106	72
70	94	59	107	73
71	95	60	108	74

72	96	61	109	75
73	97	62	110	76
74	98	63	111	77
75	99	64	112	78
76	100	65	113	79
77	101	66	114	80
78	102	67	115	81
79	103	68	116	82
80	104	69	117	83
81	105	70	118	84
82	106	71	119	85
83	107	72	120	86
84	108	73	121	87
85	109	74	121	88
86	110	75	121	89
87	111	76	121	90
88	112	77	121	91
89	113	78	121	92
90	114	79	121	93
91	115	80	121	94
92	116	81	121	95
93	117	82	121	96
94	118	83	121	97
95	119	84	121	98
96	120	85	121	99
97	121	86	121	100
98	122	87	121	101
99	123	88	121	101
100	124	89	121	101
101	125	90	121	101
102	126	91		
103	127	92		
104	128	93		
105	129	94		
106	130	95		
107	131	96		
108	132	97		
109	133	98		
110	134	99		
111	135	100		
112	136	101		
113	137	102		
114	138	103		
115	139	104		
116	140	105		
117	141	106		
118	142	107		
119	143	108		
120	144	109		
121	人事委員会規則で定める号給	人事委員会規則で定める号給		